

秋田県告示第 3 1 号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第 3 号）第 6 条の規定により、次のとおり秋田県花き種苗センター観賞温室及び花の広場の指定管理者を指定したので、同条例第 8 条の規定に基づき、公告する。

平成28年 1 月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
 潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下 1 番地 1
 昭和総合開発株式会社
- 2 指定の期間
 平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで